

千葉県農業農村整備事業における週休2日制適用工事試行要領

1 目的

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事の試行に關し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 適用工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

(2) 現場閉所による週休2日工事

1) 週休2日

- ①「週単位の週休2日」とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。また、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
- ②「月単位の週休2日」とは、対象期間において、すべての月で、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ④「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」を総称して「週休2日」という。

2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

6) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

7) 4週8休以上

現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。なお、月単位の週休2日について、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。

(3)週休2日交替制工事

1)週休2日

- ①「週単位の週休2日交替制」とは、対象期間のすべての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- ②「月単位の週休2日交替制」とは、対象期間のすべての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- ③「通期の週休2日交替制」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ④「週単位の週休2日交替制」、「月単位の週休2日交替制」、「通期の週休2日交替制」を総称して「週休2日」という。

2)休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での専務作業を含む)を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

3)対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け(建設工事の請負契約分のみ)すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

4)対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間※をいう。

※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

5)休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

6)平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

7)1週間に2日以上の休日

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5% (2日/7日) 以上の水準に達する状態をいう。

8)4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。

9)実施上の留意点

現場代理人(主任技術者又は監理技術者)が、休日中に作業が必要となる場合は、現場代理人若しくは以下のいずれかのものが発注者との連絡体制が確保されており、適切な施工ができる体制を確保することとする。

- ①主任技術者又は監理技術者(現場代理人と兼務していない場合)
- ②必要な資格を有する代理の技術者(例.一般競争入札参加資格要件となった主任技術者(又は監理技術者)相当の基準を満たすもの)

(4) 共通

対象期間外

- ① 年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間
- ④ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を特別仕様書に明示する。

＜発注者があらかじめ対象外としている内容の例＞

- ・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。（工事全体に対して占める割合が大きい場合は、週休 2 日交替制適用工事を検討すること）
- ・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。

3 対象工事

適用工事は、農林水産部耕地課及び各農業事務所が発注する工事（営繕関係工事、港湾関係工事は除く）を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・現場施工が 1 週間未満の工事
- ・災害復旧工事及び緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

4 発注方式

現場閉所による週休 2 日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休 2 日交替制工事とすることができます。なお、いずれの場合においても月単位の週休 2 日とする。

また、現場閉所による週休 2 日工事として発注した場合において、受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができるものとする。

5 工事費の積算

週休 2 日の確保に取り組む工事について、補正係数（別紙 1）を各経費等に乘じる。

発注時は月単位の週休 2 日達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、それぞれの経費につき上記の補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、受注者が週単位の週休 2 日を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

6 実施方法

(1) 条件明示等

発注者は、特別仕様書に適用工事である旨を、別紙 2 のとおり記載すること。

また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

(2)受注者による意思表示

受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督員と週休2日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等(以下、「工程表等」という。)を監督職員に提出すること。

(3)工事看板による表示

受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする(別紙3)。

(4)実施報告

受注者は、毎月の工事履行報告書(別紙4)と併せて、現場閉所チェックリスト(別紙5)又は、休日確保状況チェックリスト(別紙6)を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類(作業日報等)を監督職員に提示すること。

対象期間終了後は、速やかに最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

※別紙6は週休2日交替制工事の場合に使用。

(5)工期変更時の対応

工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ① 工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。

7 工事成績

週休2日制を実施できなかつたことによる工事成績評定点の減点はない。

8 その他

監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項について耕地課基盤整備室設計Gと協議すること。

附 則

この要領は、令和5年10月16日から施行する。

この要領は、令和6年10月15日から施行する。

この要領は、令和7年10月15日から施行する。